

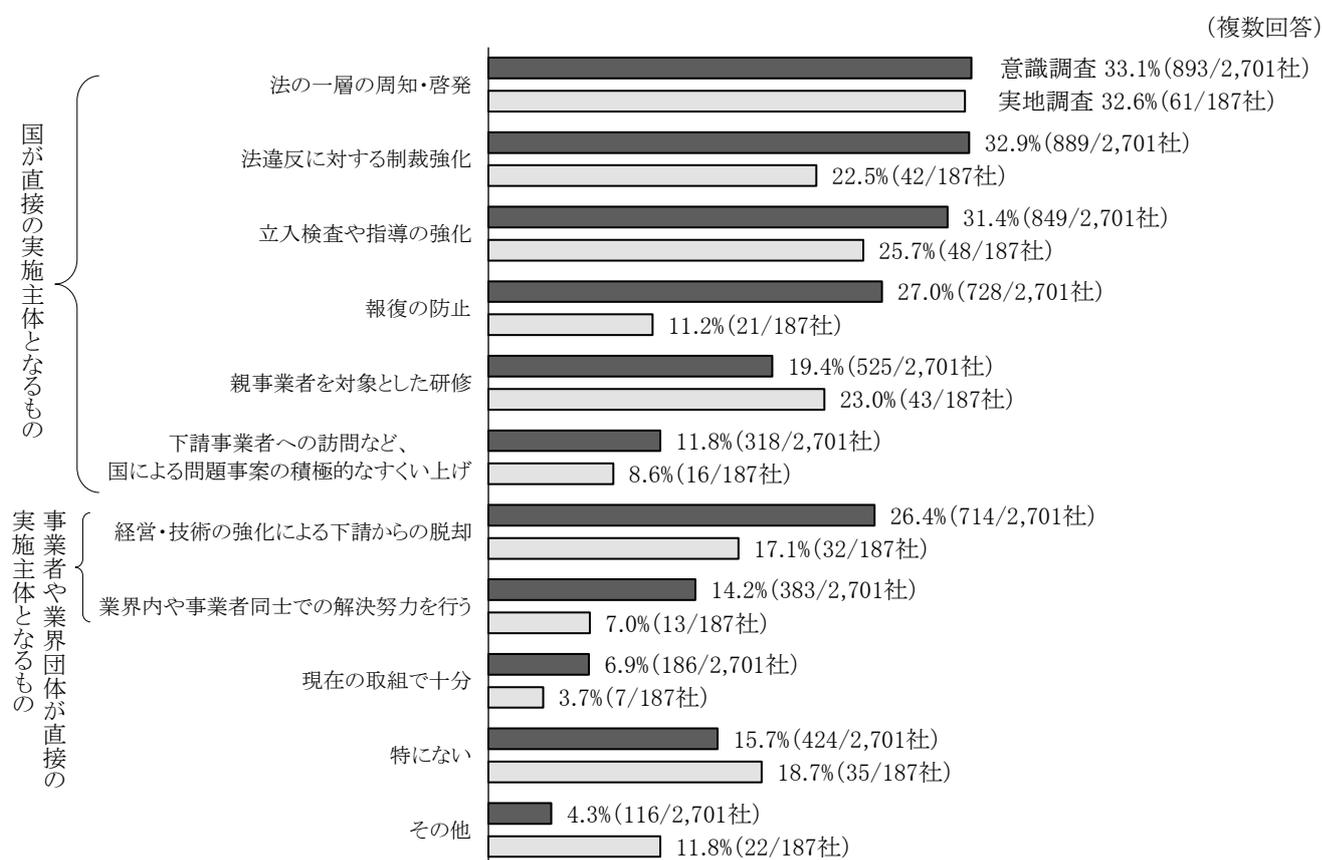
#### 4 取引実態・行政ニーズの把握

##### (1) 下請いじめをなくすために必要な取組

下請いじめをなくすために必要な取組についてみると、図表4-①のとおり、「現在の取組で十分」とする下請事業者は、意識調査の結果では6.9%、実地調査の結果でも3.7%とごく僅かである。

また、事業者や業界団体が直接の実施主体となる「経営・技術の強化による下請からの脱却」や「業界内や事業者同士での解決努力を行う」ことが必要とする意見も一定程度みられるが、「法の一層の周知・啓発」や「法違反に対する制裁強化」など、国が直接の実施主体となる取組に関して多岐にわたる意見要望が示されており、国の一層の取組が期待されているとみることができる。

図表4-① 下請いじめをなくすために必要な取組



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

## (国が直接の実施主体となるもの)

### ア 法の一層の周知・啓発

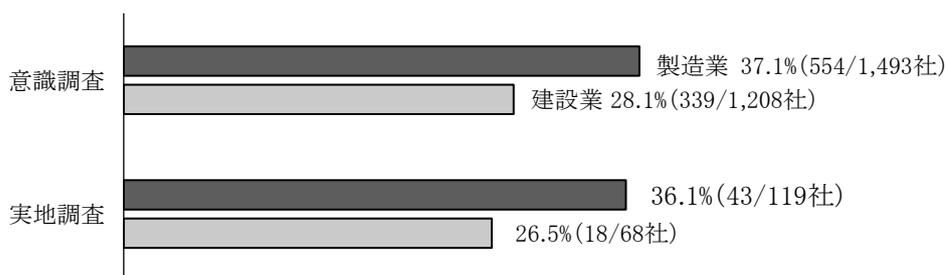
法の周知・啓発について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 893 社 (33.1%) が一層取り組む必要があると回答している。業種別では、図表 4-②のとおり、製造業 1,493 社のうち 554 社 (37.1%) が必要としており、うち 113 社 (7.6%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 339 社 (28.1%) が必要としており、うち 71 社 (5.9%) は最重要の取組と回答している。

また、実地調査の結果でも、図表 4-②のとおり、製造業 119 社のうち 43 社 (36.1%) が、建設業 68 社のうち 18 社 (26.5%) が必要と回答している。下請事業者からは、法の基礎知識を持つことが、法違反の是正の端緒となり、また、親事業者に対するけん制効果となるといった意見が聴かれた。

#### 【主な意見】

- ① 下請事業者が下請法の内容を理解していなければ、親事業者の不当な要求や行為に応じ続けることになり、下請法違反が発覚しない。そのため、下請事業者に対して、下請法の周知に力を入れることが効果的と考える。(製造業者)
- ② 下請事業者が下請法を知ることが親事業者へのけん制になり、新規の取引の際に不当な要求や行為がされにくくなると考えられるため、下請事業者が親事業者と対等な立場で交渉するための後方支援として、下請事業者向けに下請法の周知・啓発や情報提供を行うべき。(製造業者)
- ③ 法律的な知識が不足しているため、取引先と法律的な面から話し合いができるような知識を習得させてくれる講習会があれば参加したい。(建設業者)

図表 4-② 「法の一層の周知・啓発」が必要とする意見 (業種別)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

### イ 法違反に対する制裁強化

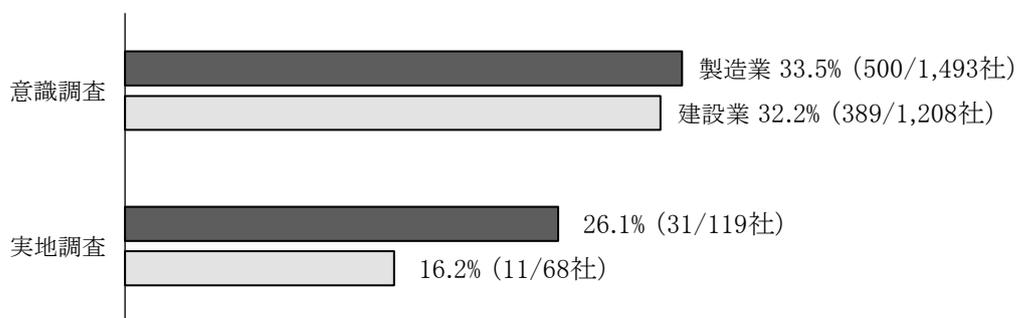
親事業者が下請法に定める義務に違反したときは 50 万円以下の罰金、禁止行為を行ったときは指導及び勧告・公表、また、建設業法に定める義務に違反し又は禁止行為を行ったときは内容に応じて指導、助言及び勧告や監督処分といった措置や制裁が課せられる。こうした下請法や建設業法に違反した親事業者に対する制裁については、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 889 社 (32.9%)

が強化する必要があると回答している。業種別では、図表 4-③のとおり、製造業 1,493 社のうち 500 社 (33.5%) が必要としており、うち 91 社 (6.1%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 389 社 (32.2%) が必要としており、うち 77 社 (6.4%) は最重要の取組と回答している。

なお、現行の法制度の仕組みに関する意見要望（後掲(2)参照）においても、製造業 1,493 社のうち 481 社 (32.2%) が、建設業 1,208 社のうち 373 社 (30.9%) が「法違反に対する罰則の強化」等が必要と回答しているところである。

また、実地調査の結果でも、図表 4-③のとおり、製造業 119 社のうち 31 社 (26.1%) が、建設業 68 社のうち 11 社 (16.2%) が必要と回答している。下請事業者からは、法の適用対象範囲の拡大と罰則の強化を併せて行うことで、下請いじめに歯止めをかけることができるのではないかと考える（製造業者）といった意見が聴かれた。

図表 4-③ 「法違反に対する制裁強化」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

## ウ 立入検査や指導の強化

親事業者に対する立入検査や指導について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 849 社 (31.4%) が強化する必要があると回答している。業種別では、図表 4-④のとおり、製造業 1,493 社のうち 450 社 (30.1%) が必要としており、うち 65 社 (4.4%) は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 399 社 (33.0%) が必要としており、うち 57 社 (4.7%) は最重要の取組と回答している。

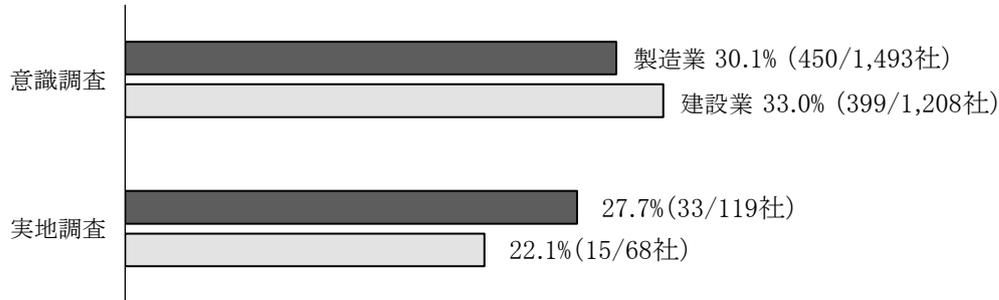
実地調査の結果でも、図表 4-④のとおり、製造業 119 社のうち 33 社 (27.7%) が、建設業 68 社のうち 15 社 (22.1%) が必要と回答している。下請事業者からは、立入検査や指導による問題解決が国に対する信頼につながる、契約問題にも積極的に関与してほしいといった意見が聴かれた。

### 【主な意見】

- ① 「国に相談して問題が解決した」ということがもっと世間に知られなければ、下請事業者は相談窓口を利用しない。多数の親事業者に検査や指導などを行い、改善していかなければならない。（製造業者）

- ② 下請代金を支払わないなどの違法行為を行っても、行政側は「金銭の支払については民事なので介入しない」という立場で、建設業法に基づく立入検査や指導に消極的なため、違法行為が野放しになっている。違法行為をやめさせるため、親事業者に対する立入検査や指導を強化してほしい。（建設業者）

図表 4-④ 「立入検査や指導の強化」が必要とする意見（業種別）



（注）意識調査及び実地調査の結果による。

## エ 報復の防止

親事業者から受けた禁止行為などに対し、下請事業者が国に救済を求めた場合について、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 728 社（27.0%）が、親事業者から取引停止などの報復を受けないよう、国がフォローする必要があると回答している<sup>（注）</sup>。業種別では、図表 4-⑤のとおり、製造業 1,493 社のうち 363 社（24.3%）が必要としており、うち 40 社（2.7%）は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 365 社（30.2%）が必要としており、うち 54 社（4.5%）は最重要の取組と回答している。

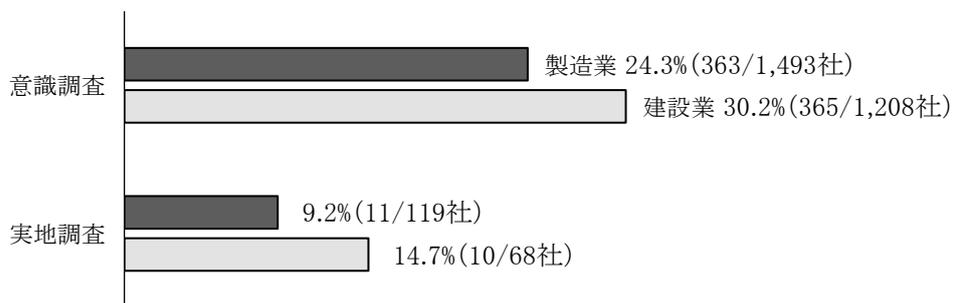
（注）下請法は、下請事業者が親事業者の不正な行為を関係行政機関に知らせたことを理由に、親事業者が下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いを行う「報復措置」を禁止（第 4 条第 1 項第 7 号）しているが、当該規定違反に係る勧告の例はない。なお、建設業法には「報復措置」を禁止する規定が置かれていない。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑤のとおり、製造業 119 社のうち 11 社（9.2%）、建設業 68 社のうち 10 社（14.7%）が必要と回答している。下請事業者からは、取引停止などの不安が解消されない限り、親事業者から禁止行為を受けても相談や申告ができない、建設業についても報復禁止に関する規定を設けるべきといった意見が聴かれた。

### 【主な意見】

- ① 親事業者からの報復（取引停止等）のリスクが、国に救済を求めない原因になると考えられるため、そのリスクがなくなることには相談できない。（建設業者）
- ② 建設業法では、下請法とは異なり、下請事業者が親事業者の不当な行為を行政機関へ通報したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する規定はないが、建設業法でも同様に規定すべきである。（建設業者）

図表 4-⑤ 「報復の防止」が必要とする意見（業種別）



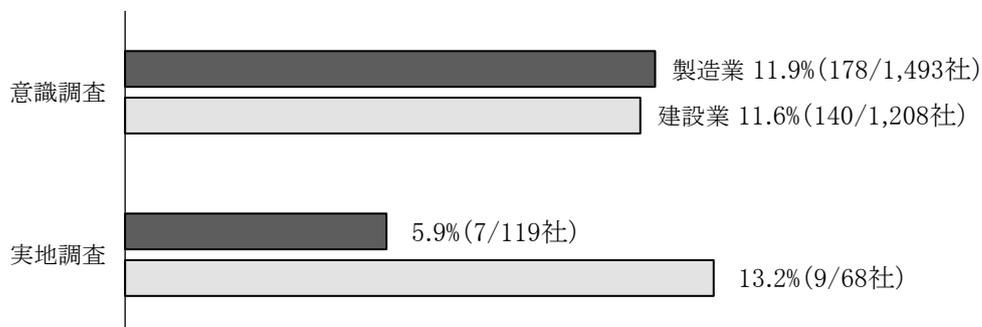
(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

### オ 下請事業者への訪問など、国による問題事案の積極的なすくい上げ

下請事業者は、法制度の知識が十分になく、また、親事業者との取引停止などを恐れ国に救済を求めることを躊躇<sup>ちゅうちゅう</sup>する場合がある。このため、前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 318 社（11.8%）が、国が下請事業者を訪問するなどして積極的に問題のすくい上げを行う必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑥のとおり、製造業 1,493 社のうち 178 社（11.9%）が必要としており、うち 19 社（1.3%）は最重要の取組と回答している。また、建設業 1,208 社のうち 140 社（11.6%）が必要としており、うち 24 社（2.0%）は最重要の取組と回答している。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑥のとおり、製造業 119 社のうち 7 社（5.9%）、建設業 68 社のうち 9 社（13.2%）が必要と回答している。下請事業者からは、積極的に下請事業者を訪問し聞き取りを行うなどして、親事業者が厳しく下請事業者を締め付けている実態を把握し、必要な改善を図ってほしい（建設業者）といった意見が聴かれた。

図表 4-⑥ 「下請事業者への訪問など、国による問題事案の積極的なすくい上げ」が必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

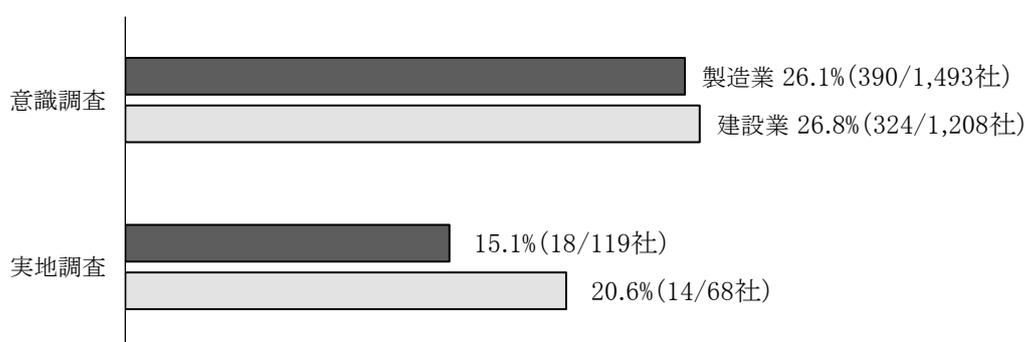
(事業者・業界団体が直接の実施主体となるもの)

#### カ 経営・技術の強化による下請からの脱却

前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 714 社 (26.4%) が、下請事業者自ら経営や技術を強化し、親事業者への依存状態を解消する(下請から脱却する)必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑦のとおり、製造業 1,493 社のうち 390 社 (26.1%) が、建設業 1,208 社のうち 324 社 (26.8%) が必要としている。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑦のとおり、製造業 119 社のうち 18 社 (15.1%) が、建設業 68 社のうち 14 社 (20.6%) が必要と回答している。

図表 4-⑦ 「経営・技術の強化による下請からの脱却」が必要とする意見(業種別)



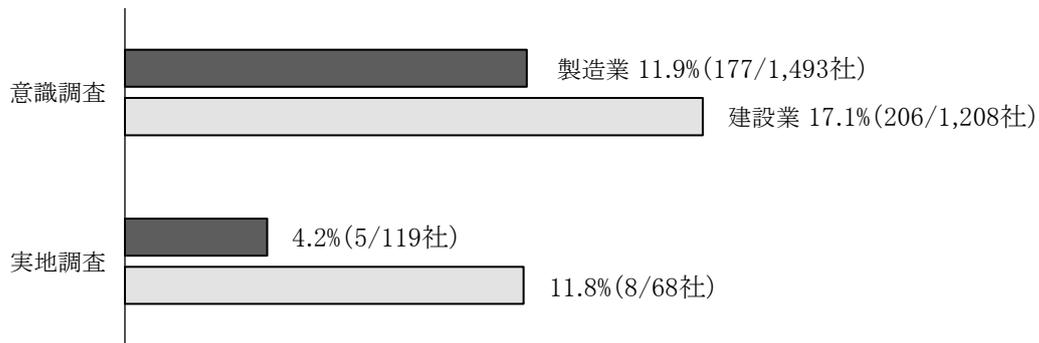
(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

#### キ 業界内や事業者同士での解決努力を行う

前掲図表 4-①のとおり、意識調査の結果によると、2,701 社のうち 383 社 (14.2%) が業界団体による自主的な取組や事業者間で解決の努力を行う必要があると回答している。業種別では、図表 4-⑧のとおり、製造業 1,493 社のうち 177 社 (11.9%) が、建設業 1,208 社のうち 206 社 (17.1%) が必要としている。

また、実地調査の結果でも、図表 4-⑧のとおり、製造業 119 社のうち 5 社 (4.2%) が、建設業 68 社のうち 8 社 (11.8%) が必要と回答している。

図表 4-⑧ 「業界内や事業者同士での解決努力を行う」ことが必要とする意見（業種別）



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

なお、業界団体による自主的な取組については、下請等中小企業の取引の適正化や生産性・付加価値向上を図る観点から、国から業界団体に対し自主行動計画の策定を要請した結果、平成 30 年 3 月末現在、自動車・自動車部品、建設業、トラック運送業など 30 団体において自主行動計画が策定され、取組が開始されている。

## (2) 現行の法制度の仕組みに関する意見要望

また、現行の下請法の仕組みについて、図表 4-⑨のとおり、意識調査の結果では、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則<sup>(注1)</sup>の強化」が必要とする意見が最も多く、製造業 1,493 社のうち 481 社 (32.2%) が回答している。次いで、「法の適用対象の範囲<sup>(注2)</sup>の拡大」(16.5%)、「法の禁止行為の拡大」(4.6%)となっている。

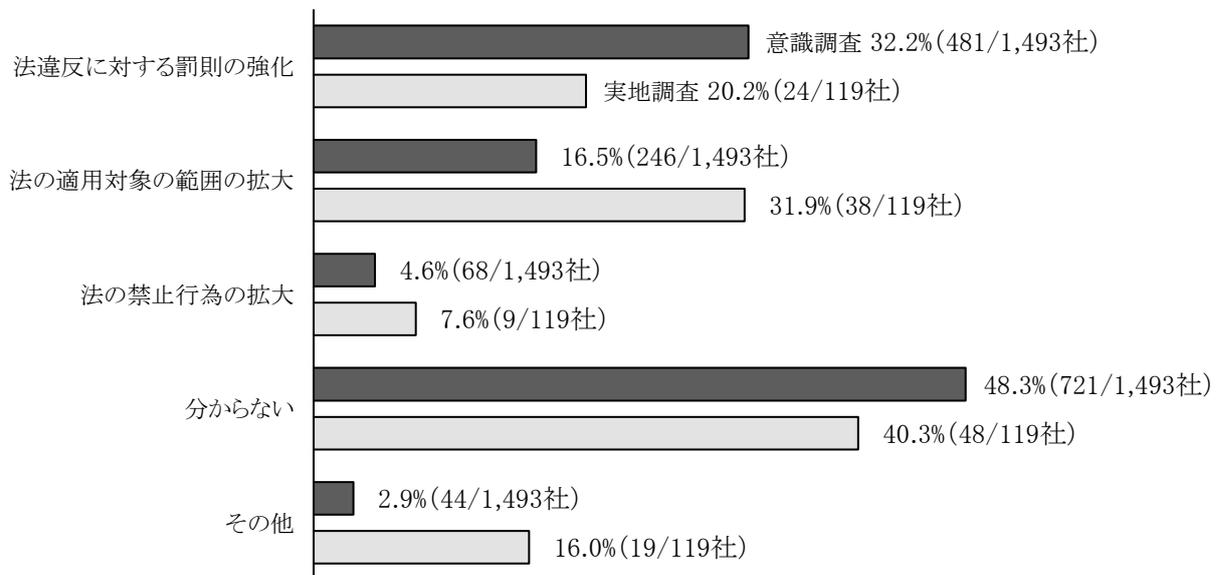
(注1) 現行では、書面の交付等の義務違反である場合には、50 万円以下の罰金がある。

(注2) 現行では、製造委託の場合、親事業者が資本金 1,000 万円超 3 億円以下であれば、法の対象となる下請事業者は資本金 1,000 万円以下となるなど、資本金区分などによって法の対象範囲が定められている。

実地調査の結果でも、「分からない」とするものを除くと、順位は異なるものの、「法の適用対象範囲の拡大」(31.9%)、「法違反に対する罰則の強化」(20.2%)、「法の禁止行為の拡大」(7.6%)が上位を占めている。

図表 4-⑨ 下請法の仕組みに関する意見要望

(複数回答)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

建設業法の仕組みについては、図表 4-⑩のとおり、意識調査の結果では、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則<sup>(注1)</sup>の拡大」が必要とする意見が最も多く、1,208社のうち373社(30.9%)が回答している。次いで、「建設業法への報復措置の禁止<sup>(注2)</sup>の追加」(28.4%)、「法違反に対する処分の拡大<sup>(注3)</sup>」(27.2%)となっている。

(注1) 現行の建設業法は、建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が書面による契約締結を義務付けているが、義務違反に対する罰則は設けられていない。

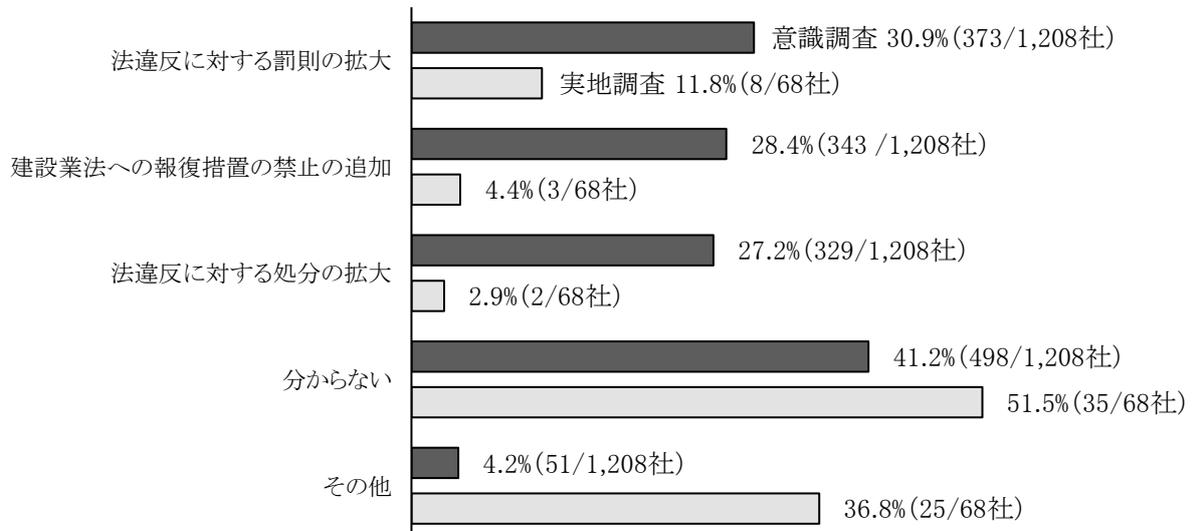
(注2) 下請法では、親事業者による法違反行為を下請事業者が公正取引委員会等に知らせたことを理由に、当該下請事業者との間における取引数量の削減等不利益な取扱いをする報復措置を禁止しているが、建設業法には、こうした報復措置の禁止に関する規定が置かれていない。

(注3) 現行の建設業法では、建設工事の請負契約の当事者である親事業者と下請事業者が義務に違反し書面による契約を行わない場合、国や都道府県は、必要な指示(具体的にとるべき措置の命令)をすることができ、指示に従わない場合は営業停止命令を行うことができる。一方、親事業者が注文者から支払を受けた日から1か月以内に下請事業者に代金を支払わない場合は、国や都道府県は、指示(措置命令)を行うことができず、勧告ができるにとどまる。なお、指値発注の禁止など建設業法に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条(不公正な取引方法の禁止)の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる(建設業法第42条)とされているが、これまでに本規定に基づく措置がとられた例はない。

実地調査の結果でも、「分からない」とするものを除くと、「法違反に対する罰則の拡大」(11.8%)、「建設業法への報復措置の禁止の追加」(4.4%)の順に多い。

図表 4-⑩ 建設業法の仕組みに関する意見要望

(複数回答)



(注) 意識調査及び実地調査の結果による。

下請法の仕組みに関する意見要望のうち、「法の適用対象の範囲の拡大」に関しては、次のとおり、実地調査の結果、資本金区分から下請法の適用対象外となる取引ではあるが、下請事業者が下請法の禁止行為と同じような行為を取引先から受けているもの（実地調査において事業者から聴取した結果を基に、当省が整理した。）が、10事業者で34事例<sup>(注1)</sup>みられた（詳細は資料5-⑥参照）。

これらの中には、①公正取引委員会が勧告した事案の1社平均損害額<sup>(注2)</sup>や②下請事業者が被った不利益の1社平均原状回復額<sup>(注3)</sup>よりも損害額が大きい例などもある。事業者からは、下請法の適用対象の範囲について、「下請取引における力関係は資本金の多寡だけでは判断できないのではないか」、「取引先とその関連会社との取引がほぼ全てである当社としては、資本金とは関係なく、取引先の意向に逆らえないのが実態である」、「売上額や従業員数など、資本金以外の要素も総合的に考慮すべきである」といった意見が聴かれた<sup>(注4)</sup>。

(注1) 34事例を下請法の禁止行為の類型に準じて区分すると、①書面の交付義務の違反（5事例）、②受領拒否・返品（1事例）、③請負代金の支払遅延（3事例）、④請負代金の減額（5事例）、⑤買ったたき（2事例）、⑥割引困難手形の交付（14事例）、⑦不当な経済上の利益の提供要請（2事例）、⑧不当な給付内容の変更・やり直し（2事例）となる。

(注2) 公正取引委員会が勧告した事案について、代金減額による損害額から下請事業者1社当たりの平均損害額を計算すると、例えば、平成27年度の製造業の下請代金の減額事案4件中、最も金額が低い事案における1社平均損害額は約38万円/社。

(注3) 「平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等」（平成29年5月24日公正取引委員会）における「下請事業者が被った不利益の原状回復の状況」から、不当な経済上の利益の提供要請事案（指導、勧告した事案だけでなく、親事業者からの下請法違反行為の自発的な申出により、下請事業者の損害回復が行われたものを含む。）について下請事業者1社当たりの平均原状回復額を計算すると、例えば、平成27年度の不当な経済上の利益の提供要請事案4件の平均で約25万円/社。

(注4) 現行の下請法の対象範囲において従業員数が基準とされていないことについては、「「下請代金支払遅延等防止法」解説」（昭和31年7月15日財団法人公正取引協会）によると、下請法の立

法時には、従業員数を基準とすることも検討されたが、常に変動する従業員数を基準にしてしまうと、取引当事者が取引の都度、相手方に従業員数を確認しなければならなくなり、取引の不安定を来すことも考えられるためとされている。

#### 【事例 1：請負代金の減額】

事業者（電気機械器具製造業、資本金 3,000 万円）は、平成 26 年から 27 年頃、取引先（資本金 300 万円）から照明器具の製造を受託し取引先に納品したが、あらかじめ合意した請負代金 180 万円を値引き扱いとして 90 万円に減額させられた。

事業者は、取引停止のリスクを恐れて、どこにも相談せず、渋々、減額を受け入れたとしている。

本件は、取引先の資本金が 1,000 万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、公正取引委員会が平成 27 年度に勧告した製造業関係の下請代金の減額事案中、最も金額が低い事案の 1 社平均損害額約 38 万円（前掲（注 2）参照）を上回る損害（90 万円）が発生している。

#### 【事例 2：割引困難手形の交付】

事業者（機械器具製造業、資本金 4,800 万円）は、取引先 12 社（資本金 1,000 万円～2 億 6,250 万円）から自動巻線機及び宛名印刷機の製造を受託しているが、十数年前から現在に至るまで、支払期日まで 120 日を超える手形による支払を受けている（支払期日まで 130 日の手形による支払 1 社、同 150 日の手形による支払 11 社）。

事業者は、資金繰りに直ちに影響しなかったこと、民事上の問題として取引先との交渉で解決すべきと考え、国に相談するなどの対応は行っていない。

本件は、事業者の資本金が 1,000 万円を超え、取引先の資本金が 1,000 万円超 3 億円以下であるため、下請法が適用とならない事案であるが、支払期日が 120 日を超える手形（一般の金融機関で割り引くことが困難な手形）を複数の取引先から受けているものである。

#### 【事例 3：不当な経済上の利益の提供要請】

事業者（金属製品製造業、個人事業主）は、取引先（資本金 300 万円）から金属製品の旋盤加工を受託していたが、平成 27 年 9 月から 28 年 4 月頃までの 8 か月にわたり、コンサルタント料名目で毎月 10 万円から 15 万円を要求され、当該金額を支払った。

事業者は、相談した地元の商工会の助言を踏まえ、これ以降のコンサルタント料の支払を断ったが、その結果、同事業者のみが対応可能な旋盤加工を除き、取引を解消されたとしている。

本件は、取引先の資本金が 1,000 万円以下であるため下請法が適用とならない事案であるが、平成 27 年度における不当な経済上の利益の提供要請事案で原状回復が行われた 1 社平均額約 25 万円（前掲（注 3）参照）を上回る損害（8 か月間で 80 万円超）が発生している。

前掲(1)のとおり、下請事業者からは国の取組に対して様々な意見要望があり、また、(2)のとおり、下請事業者が下請法の禁止行為と同じような行為や損害を受けているが、下請法の適用対象外であるため、下請法の保護が受けられない事例も存在する状況にある。

### (3) 国による取引実態や行政ニーズの把握のための取組（下請Gメン）

現在、国は、関係府省において、業界が策定した自主行動計画の実施状況などのフォローアップなどを行うとともに、下請取引の実情を把握する取組を行っているところである<sup>(注)</sup>。

(注) 平成 27 年 12 月、「下請等中小企業の取引条件改善に関する関係府省等連絡会議」（議長：内閣官房副長官）が設置（29 年 8 月に「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」に改組）され、同会議の下に、下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループが設けられている。

また、実態把握等のための新たな取組として、中小企業庁において、下請Gメンの配置が開始されたところである。その下請Gメンの活動状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

中小企業庁は、下請事業者と親事業者との間で適正な下請取引が行われるよう国が策定した下請ガイドラインや業界の自主行動計画の浸透度、行政ニーズの把握を目的として、中小企業庁本庁及び各経済産業局に下請Gメンを配置し、平成 29 年 1 月から下請事業者への訪問を開始している。平成 29 年度は全国で 2,000 社以上の訪問を目標として設定し、同年度には 2,727 社を訪問している。

現在、下請Gメンは下請取引の実態の把握を主眼に活動しており、下請Gメンが把握した情報は中小企業庁本庁に集約され<sup>(注1)</sup>、同庁において、把握した情報を基に、①関係する親事業者に対するヒアリング・改善要請、業界団体への改善要請、②下請法に基づく検査の実施、③下請中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準<sup>(注2)</sup>の改正の検討を行うほか、④下請Gメンによる訪問体制の更なる強化を予定している。

(注 1) 中小企業庁は、下請Gメンの訪問結果について、①訪問事業者を業種別、取引の階層別、資本金別、地域別に分類し、②事業者における重点課題三項目（原価低減、型管理（保管料負担等の適正化）、支払条件（現金化・手形サイト短縮））に係る事例の改善状況と合わせ、中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議の下請等中小企業の取引条件改善に関するワーキンググループに報告している。

(注 2) 下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（親事業者が遵守すべき事項、下請事業者が努力すべき事項、親事業者と下請事業者が協議すべき事項等）を定めたもの。

下請Gメンについて、中小企業庁は、ホームページ、新聞広告やチラシの配布などを通じて、その役割や活動内容を周知しているが、実地調査の結果では、図表 4-⑩のとおり、その存在や活動を知っているのは、製造業 119 社のうち、下請Gメンの訪問を受けたことがある 4 社を含め 26 社（21.8%）と、本格的な活動から約半年の段階では知名

度は低い状況にある。

図表 4-① 下請Gメン及びその活動に対する認知状況



(注) 実地調査の結果による。

また、今回の調査においては、4社と数は少ないものの、実際に下請Gメンの訪問を受けたことのある下請事業者から下請Gメンの活動に関する意見等を聴くことができた。それによると、親事業者からの報復の恐れから下請いじめを受けている実態を話せなかったとする事業者、話した内容がどう活用されるのかよく分からなかったとする事業者がいた一方で、下請Gメンには熱心に話を聞いてもらえた、伝えた内容を下請取引の適正化に役立ててほしいと下請Gメンの活動を積極的に評価する事業者がみられた。

#### (4) まとめ

上記のように、下請事業者は、下請取引の適正化のため、法制度に係る対応も含め様々な取組を国に求めている。また、下請法の禁止行為と同じような行為や損害を受けながらも、下請法の保護が受けられない事例も存在している。

関係省庁による実態把握の取組は行われているが、このような状況及び「国による問題事案の積極的なすくい上げ」を求める事業者も相当数いることを踏まえると、関係府省は、下請事業者の有する行政ニーズ等を含め、現場実態の把握を引き続き行っていくことが必要と考えられる。中小企業庁が設置した下請Gメンは、国の側から現場に積極的に出向き、下請取引の実態把握などを行う能動的な取組であることから、今後も一層の活動強化が求められる。中小企業庁は、平成30年4月以降、下請Gメンの体制を80人から120人超に増強し、年間4,000社以上の訪問ヒアリングを行う予定としているが、こうした体制の強化に加え、現段階では必ずしも十分に認知されていない下請Gメンの認知度の向上に一層取り組むとともに、下請Gメンの活動に対する下請事業者の様々な意見や期待などを踏まえながら、事業者へのアプローチの仕方に関する工夫などを通じて下請Gメンの実態把握活動の実効性をより高めていくことが期待される。

また、これに関連して、下請Gメンによる実態把握を妨げる要因の一つに下請事業者が抱く「親事業者との取引関係への悪影響（親事業者からの報復）に対する恐れ」があることが今回の調査で確認されている。この「報復の恐れ」については、下請Gメンだけでなく、前掲図表4-①のとおり、「下請いじめをなくすために必要な取組」にも挙げられており、また、前掲3でみたとおり、国の相談窓口の利用を低調にしている要因の一つでもある。報復行為は下請法において禁止されているが（建設業法は規定なし）、現在のところ、相談を受けた事案や指導を行った事案について、その後の取引状況がどうなっているかはフォローしておらず、報復の有無を把握する何らの取組も行われてい

ない。取引の不継続が報復によるものか否かの判断が極めて難しいことは論をまたないが、今回の調査でも明らかなように、「報復の恐れ」への対策が下請事業者にとっても行政施策の推進にとっても重要な課題であることも事実である。こうした点を踏まえ、関係府省には、前掲 3 で指摘した相談等の対応後の取引関係のフォローに着手することを含め、報復に関する実態の把握や対策の検討に取り組むことが求められる。